

ビタミンM NO.46

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成28年3月号)

<今月のトピックス>

- ・平成28年3月より健康保険料率が変わります。
- ・雇用継続給付申請時のマイナンバーの取扱いが変わります。
- ・失業保険と年金の併給について



平成28年3月より健康保険料率が変わります。

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”
“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

平成28年度の健康保険料率は3月分(4月納付分)より以下のとおり変更になります。
40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率の他に全国一律の介護保険料率が加わります。

健康保険料率(協会けんぽ)						介護保険料率	
大阪府	10.07%	兵庫県	10.07%	奈良県	9.97%	全国一律	1.58%
京都府	10.00%	和歌山県	10.00%	滋賀県	9.99%		

※介護保険料率は、現行のまま据え置きです。
他の都道府県の健康保険料率は以下のURLをご参照下さい。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h28/280203>



雇用継続給付申請時のマイナンバーの取扱い方法が変わります。

平成28年2月16日より、雇用継続給付(高年齢雇用継続給付・育児休業給付及び介護休業給付)の申請を行う事業主は、番号法上は「個人番号関係事務実施者」として取り扱うこととなりました。
今後、雇用継続給付の申請は原則として、事業主が申請者本人のマイナンバーの確認及び身元(実在)確認を行った上で、提出することになります。(ハローワークへ代理権の確認書類やマイナンバー確認書類の提出は必要ありません。)



失業保険と年金との併給について

定年後、嘱託として勤務していましたが、今月で退職します。今、63歳ですが年金と失業保険、両方とももらうことはできますか？ ①	失業保険と老齢厚生年金は同時に受け取ることはできません。失業保険を受けている間は、年金は全額支給停止となります。 ②	同時に受け取れないのであれば、より多くもらえる方を選択したほうがいいですね。それぞれの受給金額はどうすればわかりますか？ ③
年金の額は、ご自宅に届くねんきん定期便で確認することができます。失業保険の額は、ハローワークで試算してもらうといいでしょう ④	なるほど。これは何歳に退職しても同じなのでしょうか？ ⑤	失業保険を受け取っている場合に、老齢厚生年金が支給停止となるのは、65歳未満の方だけです。つまり、65歳以上で退職した方は、両方受給することができます。 ⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健
執筆担当者: 社会保険労務士 児島和成

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H28.2.19
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG